

子持操作所外浄化槽保守点検業務

1. 業務の概要

業務の名称	子持操作所外浄化槽保守点検業務
工期	契約締結の翌日から令和8年3月13日まで
作業場所	下表「業務対象施設」のとおり
業務の概要	(独)水資源機構群馬用水管理所が有する浄化槽の保守点検等をおこなう。

2. 業務の内容及び施行方法等

保守点検を行う施設・場所は、「3. 業務対象施設」のとおりとし、以下について実施するものとする。

なお、業務数量は、「4. 業務数量」に示すものとする。

①浄化槽法第10条1項に係る保守点検及び清掃業務

②同第11条に係る定期検査

- (1) 保守点検等は、環境省関係浄化槽施行規則第1章・群馬県浄化槽指導要領等に基づき適正な保守点検作業等行うこと。
- (2) 浄化槽の適正な使用方法を指導すること。
- (3) 必要に応じ、浄化槽の使用開始報告を保健所長に提出すること。
- (4) 浄化槽法第7条に規定する設置後等の水質検査の実施時期を指定検査機関に申し入れること。
- (5) 浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査又はBODの検査の申し込みを行うこと。
- (6) 保守点検作業は、年3回とし、浄化槽管理士を派遣して行うこと。
- (7) 消毒薬等の補充回数は、施行期間の半期毎に1回とする。(年2回)
- (8) 関係法令に定めのある届出等の必要がある場合は、これを行うこと。

3. 業務対象施設

区分	子持操作所	西部揚水機場	備考
浄化槽の設置場所	群馬県渋川市 上白井1562	群馬県渋川市 北橋町真壁1684-3	
浄化槽の型式	合併 メーカー名 ダイエー FCP-5型	合併 メーカー名 フジクリーン CS-5型	
浄化槽の規模	5人槽 2.063 m³	5人槽 2.063 m³	

4. 業務数量

項目	仕様	子持操作所	西部揚水機場	備考
保守点検	消毒薬補填 巡回	3回/年	3回/年	
浄化槽法第11条検査又はBODの検査費(非課税)	外観検査・水質検査・書類検査	1回/年	1回/年	

- ・全ての作業項目・作業内容は、浄化槽法及び同法施行規則、群馬県浄化槽指導要領等によるものとする。
- ・保守点検作業等の時期等は、発注者・受注者と調整を行う。

5. 提出書類

作業完了後 ①完成届(又は、それに類する作業の完成を報告する書類)②写真③請求書を提出すること。

※任意様式 浄化槽法に係る様式等がある場合は、そちらを優先する。

6. 支払方法

機構が現物確認や所要の書類等により、業務の完成を確認した後に、受注者の請求により支払を行うものとする。

7. その他

本仕様書に疑義がある場合は、機構担当者と協議を行うものとする。

子持操作所外浄化槽保守点検業務 数量表

(税抜き)

名 称	規 格	単 位	数 量	価 格	摘 要
子持操作所 浄化槽保守点検・清掃					
保守点検	薬液注入含む	回	3		
11条検査	合併処理槽 50人槽以下	槽	1		
西部揚水機場 浄化槽保守点検・清掃					
保守点検	薬液注入含む	回	3		
11条検査	合併処理槽 50人槽以下	槽	1		